

令和6年度 白馬村観光振興のための財源確保検討委員会 第3回宿泊税検討部会 議事録

| | | |
|---|---|---------------------------|
| 日 | 時 | 令和6年10月18日(金) 13:30~15:50 |
| 場 | 所 | 白馬村役場 302会議室 |

■ 委員 (敬称略)

| | | |
|---|---------|-----|
| 東京女子大学 現代教養学部 国際社会学科 教授 | 矢ヶ崎 紀子 | 出 席 |
| 白馬村観光局 事務局次長 | 新路 祐也 | 出 席 |
| 白馬さのさか観光協会 会長 | 中村 由一 | 出 席 |
| 白馬五竜観光協会 事務局 | 佐藤 文生 | 出 席 |
| 八方尾根観光協会 会長 | 丸山 徹也 | 出 席 |
| 白馬岩岳観光協会 副協会長 | 切久保 公正 | 欠 席 |
| 長野県旅館ホテル組合会白馬支部 理事 | 丸山 一馬 | 欠 席 |
| 白馬村宿泊イノベーションチーム | 丸山 智彦 | 出 席 |
| 白馬村ホテル協議会 事務局 | 柴田 謙二 | 出 席 |
| 白馬お宿倶楽部 代表 | 伊藤まゆみ | 出 席 |
| HIBA (Hakuba International Business Association) 会長 | イアン・ミラー | 出 席 |

出席 10名

■ オブザーバー (敬称略)

| | | |
|---------------|--------|-----|
| 白馬村 副村長 | 吉田 久夫 | 出 席 |
| 白馬村議会 産業経済委員長 | 切久保 達也 | 出 席 |

■ 事務局

| | | |
|----------------|-------|-----|
| 白馬村役場 税務課長 | 太田 雄介 | 出 席 |
| 白馬村役場 税務課 課税係長 | 一井 剛 | 出 席 |

開会（13：30）

<太田 税務課長>

本日は切久保公正 委員と丸山一馬 委員が欠席で、イアン・ミラー 委員がアメリカからのオンライン参加になります。

本日の検討部会の主要な協議事項は税制度の骨子になりますが、約2時間を限度に進めてまいりますので、皆様のご協力をお願いします。それでは丸山副部長から開会をお願いします。

<丸山智彦 副部長>

開会を宣言した。

1 あいさつ

<柴田 部長>

皆さんこんにちは本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。また矢ヶ崎先生におかれましては、遠方よりお越しいただきましてありがとうございます。

ご存知のように9月26日の9月県議会定例会の提案説明において、知事が観光振興税の仮称骨子を公表しました。宿泊行為に対する課税、いわゆる宿泊税の導入目標は2026年4月、税率は1人1泊につき300円の一一定額、免税点は3,000円、修学旅行その他行事に参加している者については課税免除をするという方針が出ております。去る8日には、宿泊税の検討に関する説明会が開催され、県骨子に関する説明を長野県山岳高原観光課の若林課長が、村制度の検討に関する説明を太田税務課長がそれぞれ説明しました。説明会にはオンライン参加を含め60名超が参加しました。県では、パブリックコメントや県民説明会を実施、報道によると県議会からは定率制が提案されているようです。情報ですと県議会とか旅館ホテル組合から、定額制ではなくて定率制をとというような提案がされるような動きもあるようですし、本日の主要な検討事項は税率になりますが、昨年度末に財源確保検討委員会から定額制又は定率制については長野県に準じるとの報告がありました。今後、県が定率制へ変更となった場合には、仕切り直しになってしまいますが、今日の部会では報告書に則って現時点で県が公表している定額制を基本に検討しますのでよろしくをお願いします。

2 報告事項

(1) 今後のスケジュールについて

<柴田 部長>

報告事項の1、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

<太田 税務課長>

資料に基づき、今後のスケジュールについて説明した。

<柴田 部会長>

事務局よりスケジュールの説明がありました。皆さんから質問はありますか。

<柴田 部会長>

スケジュールのことはいいですかね。県の動きが今後どうなっていくかっていうところで、変わる可能性もあります。あくまでも現状のっていうことになると思いますけども。では引き続き独自課税についてご説明をお願いいたします。

3 協議事項

(1) 独自課税について

<柴田 部会長>

協議事項の1、独自課税について事務局から説明をお願いします。

<太田 税務課長>

資料に基づき、独自課税について説明した。

<柴田 部会長>

事務局の方から、この独自課税についていろんな視点含めて説明がありました。当初宿泊税の検討委員会、山田さんが座長を務めておられます、そちらでは方向として県が25%、村が75%ぐらいの想定、という話もありましたけども実際には今具体的に出ているのが、県50%、村50%という案が先日県より示されました。矢ヶ崎先生から300円になった経緯も含めて、アドバイスとか情報があればお願いします。

<矢ヶ崎紀子 委員>

結論から申し上げますと、県の委員会の委員たちは、300円など、税額等の具体的なことに関わっておりません。私も初めて聞いてびっくりです。というのも県の委員会はまず宿泊税という制度をやるのか、そしてやるとしたら定率かそれとも定額か、免税ポイントは設けるのか、留意点は何か、用途はどういうものかいいかなどの、大枠のところまでの意見しか聴取されておりません。県の委員会の報告書は課税の方法についても定額と定率の両論併記です。最終的には県が判断し設計をするということで県の預かりとなりました。

県のスケジュールを見ますと、もうパブリックコメントにかかっているんですね。その後、市町村

との協議というフェーズがありますので、この市町村との協議でどれほど言えるかっていうことにはなるんですけども、往々にしてこういうプロセスに乗っかっているという場合においてはそんなに大きな変更もないまま進む可能性もあるだろうなということも踏まえておかなきゃいけないと思っています。ただ白馬村として独自課税という、村としての自由裁量権がありますので、その部分については私達が考えて、私達が工夫していけます。ここがとても大事だと思っております。

宿泊税に関しては、導入の当初は県と市町村で両方取るところはほとんどなかったです。まずは東京とか大阪とかが単体でやっていて、途中から県と市町村の両方が出てきたことなので、今私達は新しい問題に直面しているということにはなりません。県がこういうふうに案を示してきた以上、どこまで私達なりのものができるかっていう観点でいいものを考えていくということが大事なんだろうと思っております。

ご説明いただいた資料は、ロジックや全体の流れは非常にクリアで、税を考えるときに必要な情報がきちっと入っていると思います。京都市も最近見直しをかけた上で、最終の報告書の詰めをしていますが、税額をいくらに修正するなどの具体的な数字は役所が詰めております。基本的には、どれぐらいの行政需要があるのか、それに対してお金がどれぐらい充当できるのか、いくら足りないのか、足りない分を観光客にも負担していただくとしたら宿泊税ではこれぐらいじゃないか、というロジックです。白馬村の資料もそれに沿っていて妥当だと思います。京都市は48億円の宿泊税が見込まれるのですが、行政需要が62億円で10数億円足りないので、宿泊税でどこまでカバーできるかっていう論点です。それが白馬村さんと3億円、このうちどれぐらい宿泊税でやるのかっていうこと、非常にわかりやすい資料だと思っています。県のことについては補足をいただければありがたいです。

<太田 税務課長>

県がなぜ300円かっていうのは、今、県民説明会行われていますよね。その中の資料でありましたのでそれを確認していただきたいなと思います。

まず、定額制を採用した考え方と、300円を採用した考え方の説明がありました。独自課税を検討している市町村と租税調整がしやすいこと、宿泊者が理解しやすいこと、これらを考えた結果定額制を採用したという説明がありました。(資料の)※印にありますように、定率制の場合は、課税標準、税率をかける元の金額ですけども、それが消費税と重なり、いわゆる二重課税とみなされる恐れがあるという点が説明されておりました。次に一律300円の税額の考え方は、一つが短期の滞在者である旅行者等にも一定の負担をいただくという考えのもとに税を導入する中で、旅行者の受益は宿泊料金によらず一定であることを踏まえれば、税額は一定とすることが適当であるという点、2点目が、県と市町村が一体となって施策を進める必要があり、県において市町村への財政支援を組み込んだ制度としていることや、先行導入自治体および検討中の自治体の税額水準を踏まえ、税額300円とするという説明です。3点目、観光消費額は統計によると1人当たり4万円ぐらい消費しているので、300円というものは過大ではないというふうに考えた点、そして最後、これは財政需要との関係であります。県内において想定される事業規模から見ても過大な税額ではない。そのため一律300円という税額に設定したという説明がありました。

<柴田 部会長>

今、先生からいろんな情報をいただきましたけども、旅館ホテル組合会の何か情報っていうのは、言える範囲で聞きしたいんですけど。

<丸山徹也 委員>

旅館ホテル組合会の方からも、矢ヶ崎先生と同じく県に委員を出しております、そこで今回要望書というのをしております。知事懇談会であったり、各党、自民それから野党の皆さんとの懇談会も行ったということで報告をいただいておりますが、そこで要望を三つ挙げております。

要望1として税額税率は定額300円ではなく200円にしてほしい。それから要望2として免税点は6,000円未満に設定してほしい。それから三つ目、独自課税を行う市町村については、税率を半分の150円ではなく100円にしたい。これ200円にしたという部分を踏まえてなんですけども、この三つを出しております。これが旅館ホテル組合会側の要望で、パブリックコメントにも反映をお願いしていると思います。

<柴田 部会長>

独自課税について事務局の方から説明がありまして、これについて皆さんの方から何か質問とかご意見がありましたらお願いします。事務局からの説明がありましたように村としていくらにするかとは別としても、独自財源を導入した方が有利であるっていうのは資料に説明あった通りなんですけどもいかがでしょうか。

<丸山徹也 委員>

よろしいですか。先ほどのこの資料で独自課税した場合の業務負担の×印ですけども賦課徴収の方法を白馬村が行った場合、どれぐらい、どういう方式を考えたか、我々も申告の方法も含めて県に要望を出したのは、フロント会計システムとか今使っている中で、それをお客様情報入力して自動的にそれが別途計算されて、例えばオンラインで申請できるとか、今も入湯税だと全部いちいち書き写して入力し直してから、そういう形じゃなくてできるのか。その辺DX化を含めて、どの程度どんなふうに想定をされているか、もう少しちょっと教えていただきたい。

<太田 税務課長>

明確な回答は持ち合わせていないんですけども、やはり特別徴収義務者の負担を軽減するような取り組みが必要だなというふうに考えております。それは県でも示されている報奨金という方法もありますでしょうし、簡単なシステムを導入して、それを支援するというようなことも考えられるかと思っております。どちらにしても方法はデジタルの活用というような方法になるかなというふうに考えております。

この資料での業務負担については、行政としての業務負担で評価しております。実は独自課税を行う場合、行わない場合、いずれにしても特別徴収義務者の方には必ずご負担をいただくことになってしまいますので、この資料は行政としての業務負担という視点で評価させていただいております。

<中村由一 委員>

資料9ページ読んだけどね、A案の独自課税をやらない場合は、1億2,800万円あるってことだ

よね、B案の独自課税をやった場合1億2,500万円ですか。ということは独自課税しない方がいいんじゃないかということじゃないですか。

<太田 税務課長>

B案は県で示した一律300円、一律定額で比較したものであります。一律定額で比較した場合は、独自課税を行わない方が有利ということになるんですけども、やはり村としては財源を確保したい、統計それから権限を得たい。そういったことを考えると、段階的定額制のC案で宿泊料金の段階に応じて税額を変化させるという方法ですけども、これを用いて独自課税を行うことで「ねらい」に書いてある1、2、3をクリアできるので、C案をもって独自課税をやっていきたいという提案になります。

<柴田 部会長>

事務局から説明ありましたようにA案とB案であれば当然手間が増えるだけなんで、A案でいいじゃないかっていうことなんですけど、そのC案の独自課税を行って例えば5万円以上の場合には、500円とか1,000円とかっていう、現状白馬の動きからしても今後増えるであろう高価格帯の宿泊施設の状況も勘案しますと、C案がいいんじゃないかというのが事務局からの提案っていうことですね。

<矢ヶ崎紀子 委員>

関連したことで質問というか指摘申し上げたいなと思ったんですけども、9ページのところですね、今まさに中村委員からご指摘があった部分なんですけれども、そこに重点交付金ということで4,292万9千円という数字が入っています。ただこの重点交付金というのは、8ページで言いますと、この薄い緑色の50円って書いてあるところですよ。これが全て白馬村に来るとは限らないですね。宿泊実績と周遊実績があるところに出すもので、かつ、長野県で白馬村がナンバーワンであることは間違いないんですけども、その下に県が決める重点政策に沿っていることという、スクリーニングをかけるよっという文章が入っているということですよ。この隣にグレーで白抜きの字で補助事業50円って書いてあって、市町村には10分の10ですよって書いてありますけれども、重点化して極力用途を絞った形で出すというふうに書いてありますので、フリーハンドでいただけるっていうものではないと考えた方が、また初年度はフリーハンドで出すかもしれませんけれども、だんだん県として持っていきたい方向に誘導するための原資として使われていくっていうふうに考える方が妥当ですよ。

<伊藤まゆみ 委員>

先ほどの9ページなんですけどC案のところ、5千円以上2万未満円未満で250円ってこの金額はどこから来たのかなって。ちょっといきなり出てきたような気がするので、説明いただきたい。

<太田 税務課長>

申し訳ありません。そこをしっかりと説明してなかったんですけども、この案の段階的定額制は後ほど税率の中で議論していただくんですけども、まだこの村としての税率が決まらない状態ですの

でここでは京都市の例を参考に一旦試算をさせていただいております。

京都市の例では5千円以上2万円未満は200円という税率なんですけども、それだと県税150円、村税50円になってしまうので、仮に置いた税率であります。

<伊藤まゆみ 委員>

そうすると、県が300円で250円が村に来るっていう考え方ということですか。

<太田 税務課長>

こちらは全体の税額税率になっていますので、250円お客様からいただいて、150円は県、税100円は村税こんな組み立てになります。

<柴田 部会長>

独自財源の段階的定額制っていうのはいわゆる低価格帯、小規模施設にも配慮した案っていうことですね。ですので県の定額制だと先ほど事務局の方から説明ありましたように、基本的に宿泊金額に関係なく1人300円っていう考え方を言われていますので、ただちょっと懸念を感じるのは、それによって現在5市町村（阿智村、松本市、軽井沢町、山ノ内町、白馬村）が独自課税するかどうかっていう話になっていると思うんですけどその場合に他の自治体がどういうふうを選択されるか当然わからないんですけど仮に例えば、小谷村と白馬村を比較したときに白馬村が段階的定額制で、小谷村は長野県のまま行きますので、小谷村だと300円なのに白馬村だと500円になるとか、その逆で、白馬村が250円になるっていうようなことも出てきますね。あともう一つは基本的に県の説明だと泊食分離の考え方ですので、食事代には含まれないといったときに、実際1泊2食で料金を設定している中で、食事代がいくらで、宿泊代がいくらっていうような基準もルールが決まっていますのでそういったことで、この価格帯の分布も例えば2万円ですべて売っていても、食事代が1万円ですべて言えば、そういう部分も課題としてはあるんじゃないかなと思います。試算ではこのやり方の方が税収が多いというような試算です。

<丸山 副部会長>

整理をさせていただきたいと思っているんですけど、長野県が出した骨子案っていうのはまだ改善の余地があるっていう形でいいですね。例えば組合会なりステークホルダーの方とかがいろんな要望を出して、長野県側もまた改善をするこの骨子案が変わる余地はあると考えていいんでしょうか。

<太田 税務課長>

そのために今、県民説明会、パブリックコメントを通じて県民の方、事業者の方の声を収集していますので、その声を反映することも考えられます。

<丸山 副部会長>

県が宿泊税を行うっていうことを踏まえて、我々はそうなった場合にはどうすべきかっていうのを決断するっていうような形でいいでしょうか。

<太田 税務課長>

その通りです。県が令和8年4月に導入を目指しています。なので導入を前提に白馬村が独自課税を行うか行わないのか。冒頭部会長から話があったんですけど、今公表されているのは定額ですので、それをベースに検討するというのが今日の位置づけです。

<丸山 副部会長>

先ほど冒頭、矢ヶ崎先生からこういった内容を知らなかったという、ちょっと私たちからすると衝撃的な発言があったんですけども、矢ヶ崎先生のような方を招いて、コストを使ってみんなで勉強して作ったものを、矢ヶ崎先生たちが知らない間に骨子案として出てくる、なんかちょっと不思議な感覚ではあるんですが、やっぱり例えば3,000円で泊まった人が300円を払う、宿泊行為の10%も払うんですね。宿泊税でね。ちょっと多いなって気はします。それに対してまた消費税を300円払って入湯税を150円払うので、3,000円で泊まった人は、750円の税金を払うんですよ。結構インパクト大きいなって感じがします。ここで話して決断すべきことってというのは、独自財源を行うか否かっていうことと太田課長に説明いただいたんですけども、検討委員会に出て、もう1年、2年ほど経つんですが、議論を重ねれば重ねるほど、この観光地を次世代に残すために絶対に必要な財源であるってことは、多分ほとんどの方が納得はいただけると思うんですけど、それが制度設計も全然分からないし、特別徴収義務者になる私達の手間とか不安要素とかが全然無くないまま、私達は罰則規定もある、特別徴収義務者になっちゃうっていうことをよく考えながら進めていかなければいけないと思うんです。いろんなシミュレーションをしたんですけどやっぱり県に納める額、プラスアルファの私達の課税余地の部分は残しつつ独自財源を行った方がいいんじゃないかという考えであります。なのでぜひ皆様のご意見を頂戴しながら、ここで決断できればいいと思うんです。個人的には独自財源をきちんと行った方がいいんじゃないかというふうな考えです。

<柴田 部会長>

先日の説明会のときにお宿さんの方から出た意見として、実際お客さんと対面で徴収するのは我々事業者だという中で、お客さんに明確に説明できる内容にしてほしいと、例えばこのお金が何に使われているからっていうことを、もう少し明確にということは言われていました。それは説明会とか勉強会の際に必ず出る意見かなっていうふうには思っています。

<伊藤まゆみ 委員>

おっしゃる通り、やっぱり意見を聞いたところ、何に使うのかっていう用途をお客さんに説明できなければ困るっていうのがありました。先ほどの説明の中で宿泊客が受ける行政サービスはみな同じだっというようなことを、県が言っていたみたいなんですけど、行政サービスとは具体的にどのようなものなのかなってというのが一点。

あと、用途なんですけど、二次交通とかシャトルバス、デマンド交通、これはお客様だけですよね、使うのは。私達住民が使うわけではないわけなんですけど、お客様でもこれ使ったり使わなかったりで差があると、それでこの前の京都市の事例の勉強会、京都市の方がお見えになった勉強会だと、やっぱり京都市なりの問題があって、一つは交通渋滞などのオーバーツーリズムがあるということは分かるんですね。オーバーツーリズム、要するに発生抑制をするために税金をかけましょうってというのはよく分かる

んです。それと、神社仏閣が多くて固定資産税があまり入ってこない。だから税金をかけますっていう、これもすごくよく分かるんです。高層ビルが建てられないから固定資産税が低いんだと、それで宿泊税だということもよく理解できるんですね。なのに長野県もそうですし白馬村もそうですけど、長野県の場合は世界に冠たる観光地になりたいからお金出してちょうだいって言っているわけですよ。それってどうなんだろうなと思うんですよね。それは自分たちでやるべきことじゃないのって思うんですよね。なので、例えば白馬村でツーリズムによる弊害がある、例えばゴミをリサイクルするような、堆肥にするからそのために出してちょうだい、そしたら雪が降るよっていう、雪を守れるよみたいな考え方とか、あと大糸線が廃線になりそうだから、皆様の足にも影響があります、だからそこを支えていきたいんです的な、もうちょっとそういうなんていうかお客さんにとっては、ここのこういうところをもっと大切にしていって方がいいんじゃないのっていうところにお金を使っていたらいいなと思うんですよ。それに対してやっぱり何て言うか、何か自分たちの利益のために使いたいみたいな、良くなりたいから使いたいっていうのは、私が観光客だったら自分たちでやればっていうふうに思って、あんまり白馬村には行きたくないなって思ってしまうので、ぜひその辺の使い方をもう一度考え直していただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

<太田 税務課長>

使途については先ほど資料でお示ししたんですけれどもまずは今の段階では、枠組みから事業レベルまで落とし込みました。さらにこの先、税を徴収するタイミングの令和8年4月、それから次の観光地経営会議が始まるタイミング、令和8年4月が一緒なんです。税の面で見ますと3年後にもう一度見直しをしますということで、この間の税収と事業の効果っていうのを検証する必要がありますので、この3年における実施事業は、次の観光地経営計画により実行レベルで記載することが求められているふうに考えています。

それはいつやるのかっていうのが、令和7年度に観光地経営会議の中で、具体的な直近の3年間の事業と長期的な視点、計画期間にやるべき事業、そういったものを計上してまいりますので、来年度になるとより具体的な実行レベルの事業をお示しする、そんなことを考えております。

<柴田 部会長>

観光地経営会議がいろいろと議論を重ねて枠組みを作るのはいいんですけど、例えば冬場で言えばシャトルバスの乗車定員がオーバーしていて積み残しがたくさん出ているとか、夕食を食べる場所がないとか、夜タクシーがつかまらない、食事の予約ができないとかっていう、今直面している課題に対しての答えが具体的にはなかなか見えてきてないっていうのが、事業者からすれば喫緊の課題に対して3年後とか5年後とかって言われても、今シーズンどうすんのよっていうような部分が無いんで、理解が深まっていかないっていうのはあると思うんですよね。

いずれにしてもこの独自課税（段階的定額制）をやるかどうかっていうことに関しては、皆さんやっていくという方向でよろしいですかね。県の動きがまだまだ流動的なのであくまでも暫定的な方向性になりますけど、部会の結論としては、白馬村としては独自財課税を行うとさせていただきます。

<中村由一 委員>

課税するということを前提として、納税者、払う人も納得するような、そういうことならいいよ払っ

てもいいよという、そういうことをね、インターネットでも何でもいいから宣伝してほしいんですね。

<太田 税務課長>

宿泊旅行者の方に宿泊税を白馬が導入したっていうことを理解していただくということと、あとは特別徴収義務者になる宿泊施設の皆さんにご協力をお願いする、ここには時間をかけていきたいなというふうに考えておりました、そのために少しちょっと急ぎ足だよと言われるかもしれないですけど、来年の3月議会に条例を提出して、令和7年度中は準備期間、周知期間に充てていきたいというふうに考えておりますので、今、中村委員からおっしゃった意見については取り組んでまいりますので、その点お願いします。

(2) 宿泊税制度の骨子について

<柴田 部会長>

それでは協議事項の2番目として、宿泊税制度の骨子について事務局から説明をお願いします。

・ 名称

<太田 税務課長>

資料に基づき、宿泊税の制度の骨子のうち、名称について説明した。

<柴田 部会長>

名称について事務局から提案がありましたけれども、これについて皆さんから何かご意見があればどうぞ。

<丸山徹也 委員>

以前の会議、また観光地経営会議でも出たんですけども、白馬の場合は英語表記を含めた名前の検討が大前提だと思いますのでその辺のことも含んで検討ということでもまずよろしいですか。

<太田 税務課長>

直訳すると、ツーリズムプロモーションタックスになるんですけど、それじゃまずいなっていうところまで考えています。

<丸山徹也 委員>

入湯税では、宿に泊まった方にバスタックスっていうと、温泉入らず部屋でシャワーしか浴びていないって外国人の方はおっしゃるんです。宿泊税をゲストタックス、ホテルタックス、ローカルタックスって書いてあると皆さん納得するんですけど。ちょっとひねったツーリズム何とかっていうと、必ずひと悶着が起きるんです。その辺のところを含めて、ぱっと外国人の方に払っていただけるっていうのを

検討していただきたいです。白馬村観光振興税という名前に統一したいということですが、これ宿泊以外の徴収も求められているってことですが、総称が白馬村観光振興税でいいと思うんですが、宿泊の部分、実際の表記は「宿泊税」って表記してもいいとか、そういう一言もつけていただけると、これも観光地経営会議で出たんですけど、私は仕事で来たから観光ではないっていう議論も必ず出てしまうので、細かいですけどその辺のところも皆さんのご意見をお伺いしたいです。

<イアン・ミラー 委員>

聞こえますか。イアンです。向こう（日本以外で宿泊税を徴収している国）の場合はシティタックスという名称が多いですよ。観光とか関係なくて、この村に泊まっているからこの村の税金を払う必要があるんですよという形で。

<太田 税務課長>

英語の名称までしっかり考えていなかったんですけど、県でも必ず英語表記も検討に上がってくると思いますので、そこも統一した形を前提に、英語に限っては白馬村独自の名称ということも考えてもいいのかなというふうに考えます。なので、適切な名前があれば、またこれからご提案をいただければと思います。

<柴田 部会長>

一般的にはやっぱり今これだけ全国でも導入されているから、宿泊税っていう名称が多分お客さんとしては一番馴染む形ですよ。だから一応名称は観光振興税って言うのもいいんですけど、例えば我々がそのレセプトに乗せるときは宿泊税っていう名称を使ってもいいとか、そういうようなお客さんにわかりやすく説明できる名称の方がいいかなと皆さんは言われると思いますけど。

<太田 税務課長>

制度運用に当たってということであれば、名称はこちらにしておいて、実際の運用上宿泊施設がお客様に説明しやすいとか、そういった面で宿泊税というような、例えばそんな名称を用いることは可能かなと思います。

<柴田 部会長>

長野県ではまだそこまで具体的には出ていないため、その辺も合わせて最終的に決めていくということとし、仮称ではありますが、部会としての名称は「白馬村観光振興税」に決定させていただきます。

・ 目的（条例の作り方）

<太田 税務課長>

資料にも基づき、目的（条例の作り方）について説明した。

・ 税率

<太田 税務課長>

資料に基づき、税率について説明した。

<柴田 部会長>

事務局から税率について、これは長野県の骨子案を基準にしたので長野県の状況が変われば変わるんですけども、ご意見いただければいいと思いますのでよろしくをお願いします。

<伊藤まゆみ 委員>

先ほど宿泊数は楽天のデータだと言われたかと思います。その数字がどのぐらい正しいのかっていうのが、私はかなりクエスチョンマークがあるんですね。やっぱり外国人のお客さんは楽天を使っていませんのでもう一度、もうちょっと違ったエージェントを調べてやったらいかがかなと思うんですけど。それで税額をもう一度やり直すっていうのもありかな。先ほど丸山委員の方から言われたみたいに免税点を6,000円以下にする白馬独自案もありかなと思うんですけど、ちょっとその辺も計算していただければいいかなと思うのでよろしくをお願いします。

<太田 税務課長>

宿泊税の試算については前回の資料に、白馬村における宿泊者数という表を提出しました。全体で9万3,500泊。外国人も日本人もそれを数として用いております。日本人の宿泊料金の分布については、楽天の先ほど説明したデータを用いております。一方の海外の方の宿泊料金の分布は「HIBA」のメンバーにアンケートをとっていただき、かつヒアリングをした中で、少し料金が高めのところに設定しております。なので、日本の方の料金分布と海外の方の料金分布は違う数字を用いております。

<伊藤まゆみ 委員>

結果的に、このくらいになるよっていう数字が出ているわけですね。

<太田 税務課長>

はいそうです。

<イアン・ミラー 委員>

すいませんミラーですけれどもいいですか。今、アメリカでも宿泊税をやってますけれども、アメリカのシステムでは、県の税率が6%で村が2%なんですけど、ブッキングドットコムとか、エア－B&Bとかでは、うちの値段の上にその8%がプラスになっていますね。その8%はエージェントが徴収して直接村へ払うんですよ。すごく簡単で我々が何も計算しなくて良いんですよ。このシステム（段階的定額制）になると、OTAがやってくれるのか僕はちょっと心配ですよ。もうちょっと何かいい方法、一律で5%とかはどうかと僕は思っていますけど。

<太田 税務課長>

定率制が良いよねというような意見だと思うんですけども、今長野県が公表しているのは300円の定額制なんです。それを基本に、白馬村も定額制で制度を組み立てております。例えば、県が定額制で村が定率制みたいなことも考えてみたんですけど、その方が複雑になるし、そもそも定額制と定率制が混在していいのかっていうような疑問もありますので、今の時点では定率制ということは置いておいて、現在公表されている県の骨子案をベースに、検討をしたいというふうに考えております。その上で県が定率制に、万が一切り替えた場合は白馬村も同じように切り替えるというも考えているところです。制度がしっかりと固まったら、来年度の話になると思うんですけど、約1年かけて、宿泊者それから宿泊施設、あとはOTAにも村として説明をしていきたいというふうに考えています。

<中村由一 委員>

宿泊金額というのは、一泊二食付きの金額ですか。

<太田 税務課長>

素泊まり料金が基本です。

<中村由一 委員>

了解しました。

<柴田 部会長>

冒頭にもちょっと申し上げましたけど、その泊食分離をした場合のルールとかが全く示されていないので、OTAと話をする場合も、単純にいただく宿泊料金っていうことであれば明確なんですけど、そこから食事代を除いて、宿代だけですよっていうと、この表のレンジもかなり動いてくるんで、極端に言えば日本人のお客さんはこの案でいけば、みんな250円になる可能性が高いですよ。

<太田 税務課長>

楽天のデータも全てが1泊2食の代金とは言えませんが、ほぼ1泊2食の料金の部分になっていますので、そこから宿泊代のみとすると、(料金分布は)下の方にずれこむのかなというふうに考えています。そうすると仮の税込として記載しているんですけども、これよりも少なめの実績になってしまうというのは正直のところそういう予想になります。

<柴田 部会長>

具体的に①、②、③案が示されているんですけど、それについてこれがいんじゃないかというのがあれば、もしくは独自にこの方がいいんじゃないかっていうのがあればお聞きします。

<イアン・ミラー 委員>

ちょっと累進が足りないかなと思っています。特にものすごく料金が高いところからはもうちょっと取った方がいいかなと思ってます。大体5%でどうですかね。

<太田 税務課長>

今先行している自治体がほぼ定額制なんですけど、最高税額がこの10万円以上で2,000円なんですよ。ニセコ町は今年の11月から始まる例なんですけども。それ以上の税額を設定することがいいのか悪いの分からなくて、ここは2,000円に留めてあるのが正直なところですよ。部会としての意見10万円以上で3,000円や4,000円がいいということであれば、答申はそれでいきたいなと思います。それを適正かどうかというのは最終的に総務省に協議する中で判断されることになりますので、現場の声として取った方がいいよということであれば、そういう答申はいいかなと思います。

<伊藤まゆみ 委員>

ちなみに一泊10万円以上ところの施設は何軒くらいあって、ひと冬にどれくらい泊まっているんですかね。

<太田 税務課長>

94万3,500泊のうち、訪日外国人観光客は37万2,100人いました。そのうちの5%です。

<新路祐也 委員>

観光局の新路です。コテージってどう計算する予定ですか。一棟できっと1泊10万円とか20万円とかあってそこに5人が泊まるとか、部屋貸しだとその人数までしっかり把握できないと思うんですけど、その辺って何か検討された経過ってあるんですか。

<太田 税務課長>

一棟貸しの代金を泊まった人数で割る、それを1人あたりの宿泊料金にみなすという扱いになりますので、10万円の宿を1人で泊まれば10万円の区分になりますし、5人で泊まれば1人当たり2万円未満の区分になる。そういうふう計算をすることを考えています。

<矢ヶ崎紀子 委員>

この14ページの資料ですね、ここで評価のポイントというのをA、B、C、Dと四つ出していただいておりますので、この四つが妥当かどうかのご意見をいただいた上で、妥当であればそれに従ってつけた点数からして9点の方が10点の方がどちらかにするのか、という判断になるかと思えます。私としてはこの評価のポイントA、B、C、Dは、妥当だと考えます。皆様方がもっとこういうのを観点として考えた方がいいよというのがあればプラスすればいいかなと。

Aについては、実際どうなのかというところが配慮されていますよね。Bは応能負担という税を検討するときには必ず見なきゃいけない原則から来ている基準です。それからCはモラルハザードが起きないかっていう、マイナス面での工夫が起きないかっていうようなそういう観点も入っています。Dは行政需要に対してどれくらい充足するのかっていうことなので、この観点四つが入っていてその点数で言うと10点の3番目の案がいいんだろうなということはこの表を見ると、私は非常に納得感があります。ただ皆さん方から今ご指摘の高額の部分については、ちゃんと取った方がいいだろうなということも、大変賛同いたします。

特に円安ですので私達が感じるほど高いとは、外国人の方は全く思っていないという感じで、東京でも京都でもホテルの「ADR」って言います1人あたりに使う料金がどんどん高くなっているという

ころもあります。なので2,000円にするのか、もうちょっと高くするのかその辺りを刻むのかはわかりませんが、高額な宿泊料金に対する相応の負担が入った分布が私は納得性があるかなというふうに思っております。

<柴田 部会長>

ありがとうございます。今先生からアドバイスをいただきましたけど、他にご意見のある方いますでしょうか。

<丸山 副部会長>

副部会長の丸山です。矢ヶ崎先生に確認させていただきたいのですが、先ほど太田課長がおっしゃった、最後に総務省の認可が下りるかっていう、パーセンテージは大体何パーセントぐらいですか。

<矢ヶ崎紀子 委員>

それは明確な基準は多分、総務省は持ってないですね。法定外目的税なので持ってないと思います。ただ、税を考えるのであれば、税の基本的な原則がいくつかありますよね、それをちゃんと満たしているかということ、その原則に関して過度の負担が発生していないかというところは見られるんじゃないかなというふうに思っています。

さっき宿泊税が始まったときには、あんまり事例がなくていうふうなことを言いましたけど、そのときにはそんなにうるさいことは言っていませんけれども、昨今は案件が増えてきていますので、多分総務省も全体のバランスを見ながら、これだと負担はどうなんですか、みたいな話は投げてる可能性はあるんじゃないかなというふうに思っています。

<丸山 副部会長>

というのはなぜそれを確認したかという、皆さん税率の部分結構ポイントになるところで、しっかりと議論しなければいけないかと思うんです。イアン委員さんが5%にしたらどうか、そうすると(宿泊料金が)高ければ高いほど税収が上がるっていうようなことをおっしゃっていたんですけども、なるほどなって、この事務方が用意してくださった1、2、3番の資料、素晴らしいと思うし、個人的にはこの3案の段階的な定額で上げていくのは大賛成なんですけど、例えばの話なんですけどそれには低価格帯の施設の利用者が過重な負担となることがないこと、それから市町村の独自課税の余地がないことっていうのが今の長野県案の問題点になっているかと思えますんで、150円取られちゃう、そこら辺を3000円の宿泊代金を払う人が300円、10%の税金を支払い、それに対して150円を県が持つてくるところに非常に問題があるんじゃないかというところを今指摘しているところじゃないかなと思うんですけど、そこら辺を例えば先ほど会長がおっしゃったように税額を200円にすると、独自課税を行う市町村は、県に支払う金額を100円に引き下げるとか、我々の余白を残しておく、ところを考えつつ言っておくと、なかなか太田課長に出していただいた、この段階的な定額制もいいと思うし、例えば定率制っていうのもあるんじゃないかなっていうのも、ぜひ皆さんでご検討いただければと思うんです。例えば3%に設定したとすると3,000円の場合は90円なんですけど今県が設定している150円に僕らが持ち出しをしなければいけなくなってしまう。これすごく大事なところなんですけど、免税点が3,000円だから免税点を上げた方がいいんじゃないかって話をして、多分そういう要望が

出てくると思うんですけど、6,000円の場合は3%にすると180円になりますよね。そうって150円県へ払っても30円が村に入ってくる。こういったことを考えて、楽天が出したものを基本的にしながら、私達のボリュームゾーンを考えると税金なんかも考えていければいいんじゃないかと思っています。基本的には個人的には白馬村の3番、段階的に上げていく、もしくは定率的には上げていくのがいいんじゃないかなって思っています。

<新路祐也 委員>

観光局新路です。私も3番が一番いいかなと考えています。その理由としては、観光局の立場で考えて、白馬村自体の価値を上げてブランド化していきたいってところをいくと、将来的に税制を見直すってのはあるんですけども、より良い宿泊代金を取れるエリアになって行くってところを目指すにも段階的に上がっていくっていうんで、上の高い宿泊料金に対しては高い税額をもらえるっていうそういったところで村の税金もみんなで上げようっていうような気持ちを持っていくにはなるべくその3番に近い形、もしくはイアン委員が言うように、もうちょっと上げてもいいんじゃないかなというのが私の意見です。

<柴田 部会長>

3番の案がいいんじゃないかっていう意見が多いようですけども。

免税点に関してはあくまでも県の方で今後どう考えるかっていう、先ほど組合の方から免税点6,000円についていうことがありましたけども、そうなればそこが基準になりますよね。

<太田 税務課長>

免税点については県に準じることが望ましいと考えています。というのも村独自の免税点を設けてしまいますと、村税を取らないのに県税だけ取るというような現場での事務負担になるっていうのも一つあります。

<柴田 部会長>

この3番の案では1万円が一つの区切りになって200円、それ以上が300円で、あと2万円と5万円、10万円っていう括りになっていますけど。一旦この案でよろしいでしょうか。あくまでも今の段階での答申になりますので部会の方では結論付けるということで。

それでは現段階で部会では、税率は3番の案とすることを決定させていただきます。ただし、高額な部分については、今後も要検討ということで、最終的に決めるときには、もう少し皆さんのご意見も聞きながら、決めてっていう方がいいかなと思います。では一応そういった形で答申はしていく方向で進めていきたいと思いますので、皆さんよろしく願いいたします。

<太田 税務課長>

ありがとうございます。

4 その他

<太田 税務課長>

まず1点目ですけれども、本日税の制度、税率を含めて決定させていただきましたので、この部会には、税の制度、それから負担軽減、入湯税の三つ答申を任されてされているんですけども、今日決まった税制度の骨子、この部分については先行して一部答申という形で、村長あてに答申をさせていただきたいと考えています。その案につきましては、事務局で作りまして正副部会長に確認いただいた上で村長に答申しつつ、委員の皆さんに共有する、そんな流れでやっていきたいと考えておりますので、その点ご理解をお願いしたいと思います。

そしてもう一点であります。それからの動きになるんですけども、答申を受けた村では、骨子を固めて、パブリックコメントを実施したいというふうに考えています。11月の頭から約1ヶ月間を予定してまいりたいというふうに考えています。パブリックコメントに合わせまして各地区、ここにもそれぞれの団体から選出された皆さんがいらっしゃいますので、各団体に私ども税務課が出向いて骨子案を説明する、そんな機会も設定していきたいというふうに考えております。各団体でこの日に説明会を実施してほしいという案で日程調整ができれば教えていただき、私どもがそこにお邪魔するというような形をとってまいりたいというふうに考えております。なおその説明会については、今回に限らず、パブリックコメントが終わった後も税制度条例になる前にも、何回か設定して皆さんの理解を得るというようなことをとってまいりたいというふうに考えているところであります。

加えまして、資料としてご覧いただきたいと思うんですけど、先ほど罰則の話がちょっと出たんですけど、この宿泊税に絡み関係する罰則を記載してありますので、こちらはまたこういった罰則がこういうときに課されるんだなということをご確認いただきたいと思います。旅館業法、住宅宿泊事業法、地方税法でそれぞれ違反した場合に罰則規定があります。加えて長野県の観光振興税条例案になると思うんですけど、先の説明会においても、三つの罰金と一つの過料を予定しているということがありました。一つ特徴的なのは長野県観光振興税条例の1-1になります。登録特別徴収義務者証票の提示義務に違反した場合、罰金を設定するという内容でありました。他の先行自治体でもあるような例でありましたのでこういったものも長野県では計画しているということでございます。こちらはまたゆっくりとご覧いただければなと思います。

※上記1点目の説明について、認識に誤りがあったため、以下のとおり訂正し、10月24日にメールにて連絡した

答申書等については事務局で素案を作成し、正副部会長にご確認いただいたうえで、委員に共有するとともに村長へ提出する、と説明しましたが、正しくは、検討部会での検討結果を財源確保検討委員会に報告し、検討委員会の協議を経て、村長へ答申することになりますので、その点を訂正させていただきます。

<柴田 部会長>

確認なんですけど、仮に3番の案、先ほどの税率の話なんですけどね。答申案として当然公になった場合にあと戻りできなくなると思うんですけど、この数字が独り歩きするんで、その場合長野県として

300円の税率が白馬村では200円になるってことはOKなんですよね。(独自課税を行う) 5市町村がそれぞれどうするかわからないですけど、例えば他は全部300円スタートになっているのに、白馬だけが1万円以下が200円になりましたっていうのが、県としてこの間の説明会で300円っていうのにかなりこだわって言われたじゃないですか。価格に関係なく300円と考えているって言うのに、上乘せするのはいいと思うんですけど、減らすことに対して、後でそれは困るよというような話にはならないですよ。

<太田 税務課長>

原則として、課税余地して150円の枠を設定されましたので、その部分は白馬村の課税自主権っていう権利に基づいてやるので、県に(ダメと)言われる可能性はないと思います。かつ、白馬村では、(まだ)こういう数字は出してないんですけど、高いところと低いところに配慮したいので、段階的定額制をやりたいということは、もう伝えてあります。(今後)初めてこの数字が伝わるとい形になりますけど、まずこれ駄目だって言われることはないはずですよ。

そういう心配も私もわかりますので、答申案を作る前のステップとして、県にこういう案を考えているけど、いいよねってことは確認しておきます。

<丸山 副部長>

以前の説明も県とは合意形成されているっておっしゃったんですけど、そこら辺って何か文章でやり取りとってはあるんですか。白馬村として定額的な段階でやりたいとかっていうのはもう文書等でやり取りをしてるってことですか。

<太田 税務課長>

文書等ではやり取りはしていません。口頭でのやり取りになっています。

<丸山 副部長>

長野県の説明で、二言目には「合意形成」されているというのが出ていたので、それってちょっと心配だなって正直ちょっと思っているんで。どうですかねちゃんと(文書で)あれば嬉しいんですけど、それは説明会等でも必要な資料かなと思うんで、あった方がいいんじゃないかなって。文書があった方がいいんじゃないかなとちょっと思いました。

<太田 税務課長>

合意形成という言葉は県は用いたと思うんですけど、5市町村の受けとめは県が公表した資料について、全て受け入れ納得したというような状況ではないというふうに思っています。県の考え方は理解しました、ぐらいのレベルで、おそらく合意形成に至ってないのが正直なところですよ。

<柴田 部長>

他の市町村の状況は、情報としては今のところ無い感じですか。

<太田 税務課長>

実際に検討委員会を設けて、答申があったっていうのは阿智村だけなんですね。昨年度末に200円、500円の2段階で答申があって、(今回、県から)300円という一律定額制が出たのでどうしようかということでもう一度検討委員会を開くと言っていました。その他の市町村、松本市や軽井沢町はこれから検討委員会をやるということになりますので、もしかしたら役場としての考え方は持っていると思うんですけど。こういった場での検討はこれからだと思います。

<柴田 部会長>

その辺だけしっかり確認および調整をよろしくお願いいたします。

<伊藤まゆみ 委員>

やっぱり(5市町村が)繋がりを持って県にアピールし、単独じゃなくてやはり同じ方向へ向かっていった方がじゃないかなと思うんですけど。

<太田 税務課長>

体制のことを少しお話させていただくと、白馬村役場ではこの検討部会で動いているんですけども5市町村との連絡調整っていうのはやっています。県の動きを受けて各市町村でどういう動きとか検討の仕方なのっていうのを情報交換しながらやっているというのが現状であります。(お互いに)いい関係でいきます。

<吉田 副村長>

オブザーバーの立場で確認をさせていただきたいんですけども、先ほど③の案で10万以上の高価格帯ここについては少し議論があったと思いますけども、そこを答申するのに2,000円とある部分が5,000円という話も出たり、矢ヶ崎先生のおっしゃる応能の原則のところ、これの許容値がどれだけあるのかというところ、幅を持たせた状態で検討委員会へ上げるのか、そこところが最終的に詰まっていないと思うので、幅を持たせてあげるのであれば、とりあえず2,000円ということで上げ、注意書きを含めるのも一つの方法だと思うんですけども、ちょっとその点が今、確認が取れていないと思いますので、二つのやり方があるのかなというふうに意見を聞いて思ったものですから、確認をお願いしたいと思います。

<柴田 部会長>

10万円以上の高価格帯についてご意見がありましたけど、どうしますか。

<丸山徹也 委員>

柔軟に対応しているってことで、まだ議論の余地があると考えていきたいことはぜひ明記してもらって間違いない。

<矢ヶ崎紀子 委員>

10万円以上の価格帯はどれくらいあるかっていうデータはありますか。その上を15万円とか20万円とか区切ることができるデータは、求めればありますか。

<太田 税務課長>

手持ち資料はないです。

<矢ヶ崎紀子 委員>

その分布を見ないとわからないので今ここで例えば10万円から15万円は2,000円とする15万円以上は3,000円とするというような決め方はちょっとここでは難しいですね。なので、二つ目におっしゃられた注意書き方式が妥当ではないかと思ったりします。

<丸山徹也 委員>

注意書きをぜひ付けてほしいと思います。

<太田 税務課長>

では具体的な額を明示するのではなくて、更なる高価格帯については、検討の余地があるという注意書きを付け加えさせていただくようにします。その書き具合も正副部長に一度確認していただくようにします。

<柴田 部長>

他に何か皆さんの方からありますでしょうか、よろしいですか。それでは検討事項については以上です。

<伊藤まゆみ 委員>

高価格帯の宿泊施設が増えているってということなんですが、このままこういう状況をほっとくというか、村的にはこれで良しとしているってことですかね。その辺が何かやっぱりすごい皆さん不安に思っている人も結構いるんですよね。駅前を見てもあんなふう（建物が建っていたり、取り壊されたり）穴ぼこだらけでこの先どうなんだろうって、やっぱりみんな守っているんで、村がどういう考えか、何か手を打っているのか、何か方針とかあるのか、もしそういうのがあればちょっとお聞きしたいなど。

<吉田 副村長>

なかなか難しい部分あるんですけども、まず一つは取引に関しては、日本の中では外国人であっても取引が成立してしまうというところがあるので、それはしょうがないという反面、やはり伊藤委員さんおっしゃるように、この白馬の中で行政の方で考えているのは、総宿泊数ですかね、ベッド数と言った方がいいのかもしれないけども、適正なこの地域この白馬においてどのぐらい適正規模、ベッド数なのかそこら辺は考えなければいけないというのは庁議の中でもしてはいます。それを行うためにどういうことができるのかという点については庁内で情報共有をして、こういうやり方についてはどうなのかというところで、手はつけ始めてはいますけども、まだ具体的にそれが制度として成立しているというものはまだないです。

視点とすると、先ほど申し上げましたベッドの総数がどのぐらいな規模なのか、ベッドに限らず食事とかですね、それに関係するところがどうなのか、索道としてどこら辺がまでが可能なのか、各ジャン

ルの中での数の把握と、どこら辺が適正なのかっていうのは、押さえていかなければいけないということと作業に入っていることをご理解いただければと思います。

<伊藤まゆみ 委員>

なるべく早くそういうのに手つけていただきたいと思うんですが、やっぱりどンドン村の人が外に出て行くような状況で、俺も俺もって感じで不動産が高止まりになったらもう売っていきたいみたいな方がいて、本当に自治体としてやっていけるのかなっていう不安がありますので、ぜひ早めの手つけていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

閉会（15：50）

<丸山 副部長>

慎重審議に感謝し、閉会を宣言した。